

河川愛護団制度実施要領

平成18年 4月 1日実施より

1. 目的

この事業は、河川の堤防及び河川内の除草、清掃等を実施し、河川及びその周辺の環境の保全に努めるボランティア団体（以下「河川愛護団」という。）の活動を支援し、河川愛護精神の高揚を図り、住民自らが住みよい生活環境を保全するよう努めることを支援することを目的とする。

2. 適用範囲

この要領で規定する河川愛護団制度の適用範囲は、次のとおりとする。

- 一 生活環境の改善及び河川とその周辺環境の保全を目的とした、河川堤防の除草、伐開、除根及び清掃を河川愛護団でする場合。
- 二 その他、河川に関係するもので、環境保全上必要と松江市長が認めた作業を愛護団が実施する場合。

3. 河川愛護団

河川愛護団とは、地域の住民（自治会、町内会、地域の有志等）・職場等で構成し、島根県管理河川にあつては島根県に、松江市管理河川にあつては松江市に愛護団設立届けを提出し、これを受理された団体をいう。

2 河川愛護団届けの提出及び河川愛護団の事業に関することは、県管理河川の場合は松江市を經由し県に提出し、市管理河川あつては松江市に提出すること。

3 年度中途に愛護団の登録を行う愛護団にあつては、当該年度の作業については、市と協議すること。

4. 作業計画

河川愛護団は、年度当初4月末までに年間作業計画を松江市に提出し、松江市の承認を受けなければならない。

2 河川愛護団は、年間作業計画の変更は、14日前までに松江市に連絡しなければならない。ただし、雨天その他の事情で延期する場合は、翌日連絡すること。（傷害保険の関係）

5. 委託金

委託金は、河川愛護団から提出された作業計画書を松江市が審査し、承認した作業に掛かる経費を算出し、その金額をもって河川愛護団と委託契約を締結するものとする。

2 委託金の支払いは、委託契約完了後作業状況を確認し、作業を完了したことが確認できた後に、委託契約に定める時期に支払うものとする。

6. 実施報告

河川愛護団は、作業実施後 1 週間以内に松江市に作業実施日、参加人数を連絡しなければならない。

7. 完了報告

河川愛護団は、委託契約期間が満了したら「完了届け」を提出しなければならない。